

期末手当支給に関する規則及び勤勉手当支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年5月31日

柴田町長 滝口 茂

柴田町規則第9号

期末手当支給に関する規則及び勤勉手当支給に関する規則の一部を改正する規則

第1条 期末手当支給に関する規則（昭和41年柴田町規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当の支給を受ける職員)</p> <p>第1条 柴田町職員の給与に関する条例（昭和31年柴田町条例第5号。以下「給与条例」という。）第18条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員（給与条例第18条の2各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>給与条例第21条の規定の適用を受ける</u>会計年度任用職員</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(期末手当の支給を受ける職員)</p> <p>第1条 柴田町職員の給与に関する条例（昭和31年柴田町条例第5号。以下「給与条例」という。）第18条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員（給与条例第18条の2各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>法第22条の2第1項に規定する</u>会計年度任用職員</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p>

第2条 勤勉手当支給に関する規則（昭和41年柴田町規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当の支給を受ける職員)</p> <p>第1条 柴田町職員の給与に関する条例（昭和31年柴田町条例第5号。以下「給与条例」</p>	<p>(勤勉手当の支給を受ける職員)</p> <p>第1条 柴田町職員の給与に関する条例（昭和31年柴田町条例第5号。以下「給与条例」</p>

という。) 第19条第1項前段の規定により、勤労手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員(給与条例第19条第5項において準用する給与条例第18条の2各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

(1)～(2) (略)

(3) 給与条例第21条の規定の適用を受ける会計年度任用職員

(4) (略)

(5) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条の規定により育児休業をしている職員のうち、職員の育児休業等に関する条例(平成4年柴田町条例第3号)第7条第2項に規定する職員以外の職員

(6) (略)

2 (略)

(勤労手当に係る勤務期間)

第5条 (略)

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

(1) 第1条第1項第2号から第4号までに掲げる職員(同項第3号に掲げる職員については、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。)として在職した期間

(2)～(10) (略)

3 (略)

という。) 第19条第1項前段の規定により、勤労手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員(給与条例第19条第5項において準用する給与条例第18条の2各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

(1)～(2) (略)

(3) 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員

(4) (略)

(5) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条の規定により育児休業をしている職員のうち、職員の育児休業等に関する条例(平成4年柴田町条例第3号。以下「育児休業条例」という。)第7条第2項に規定する職員以外の職員

(6) (略)

2 (略)

(勤労手当に係る勤務期間)

第5条 (略)

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

(1) 第1条第1項第2号から第4号までに掲げる職員(同項第3号に掲げる職員については、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。)として在職した期間

(2)～(10) (略)

3 (略)

## 附 則

この規則は、令和6年6月1日から施行する。